

岩手県告示第778号

平成22年9月3日付け岩手県報第10994号登載保安林の指定施業要件の変更（平成22年岩手県告示第736号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
  - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 釜石市鶴住居町第21地割25の15
  - (2) 所在が不明である通知の相手方 小笠原亀太郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所